明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働三三）　一
〔告示〕
○安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（厚生労働八三）　二
○海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁一六）　三
〔公告〕
諸事項
官庁
解散命令書関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
平成三十事業年度独立行政法人都市再生機構の財務諸表、西日本高速道路株式会社工事一部完了関係　三
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○厚生労働省令第三十三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十九条第三項及び第百十三条の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月八日

厚生労働大臣　根本　匠